

伊方発電所第3号機

第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

記載例

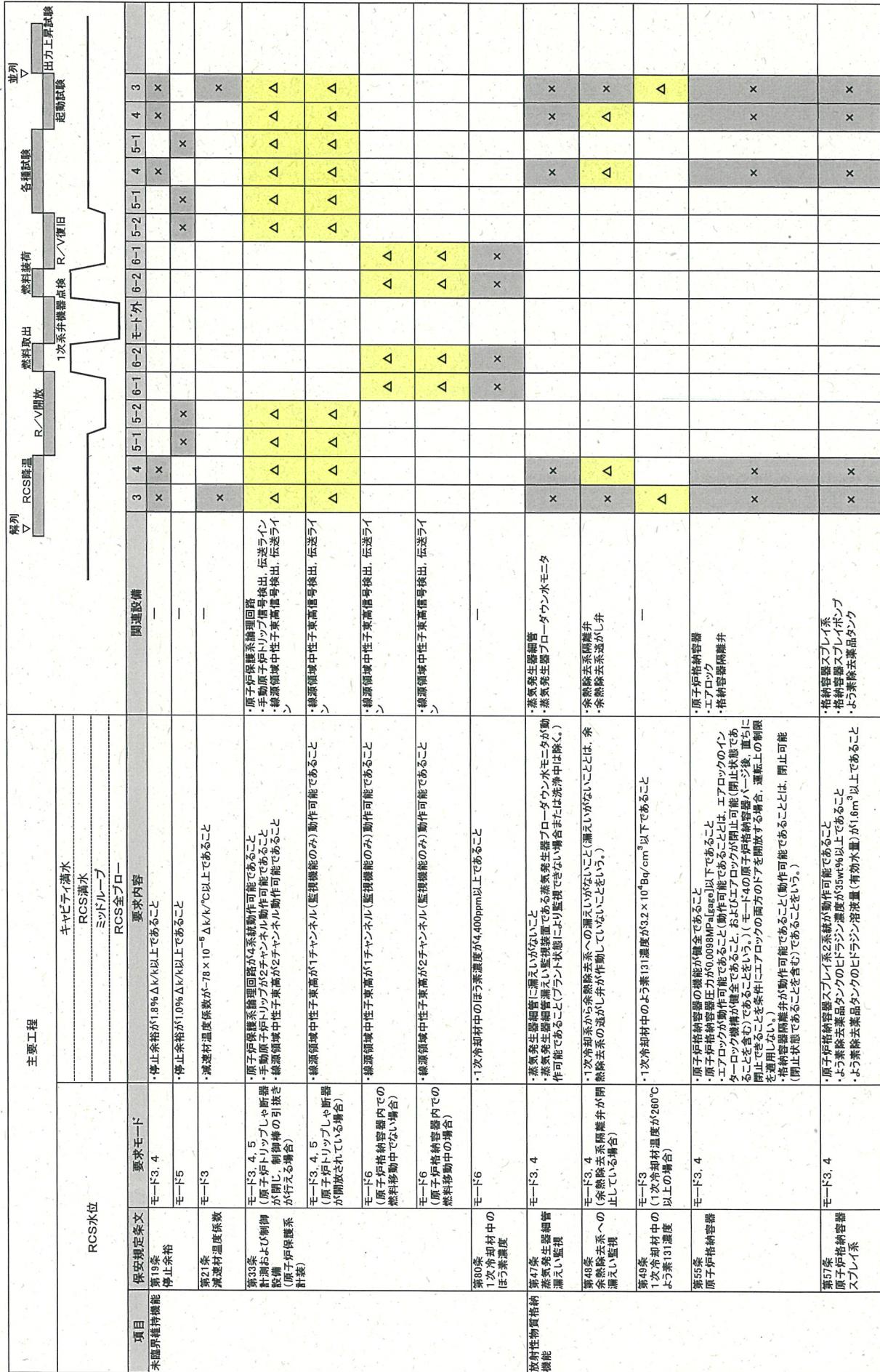
□ : 機能要求なし

× : 機能要求あり

△ : 機能要求あり（条件付）

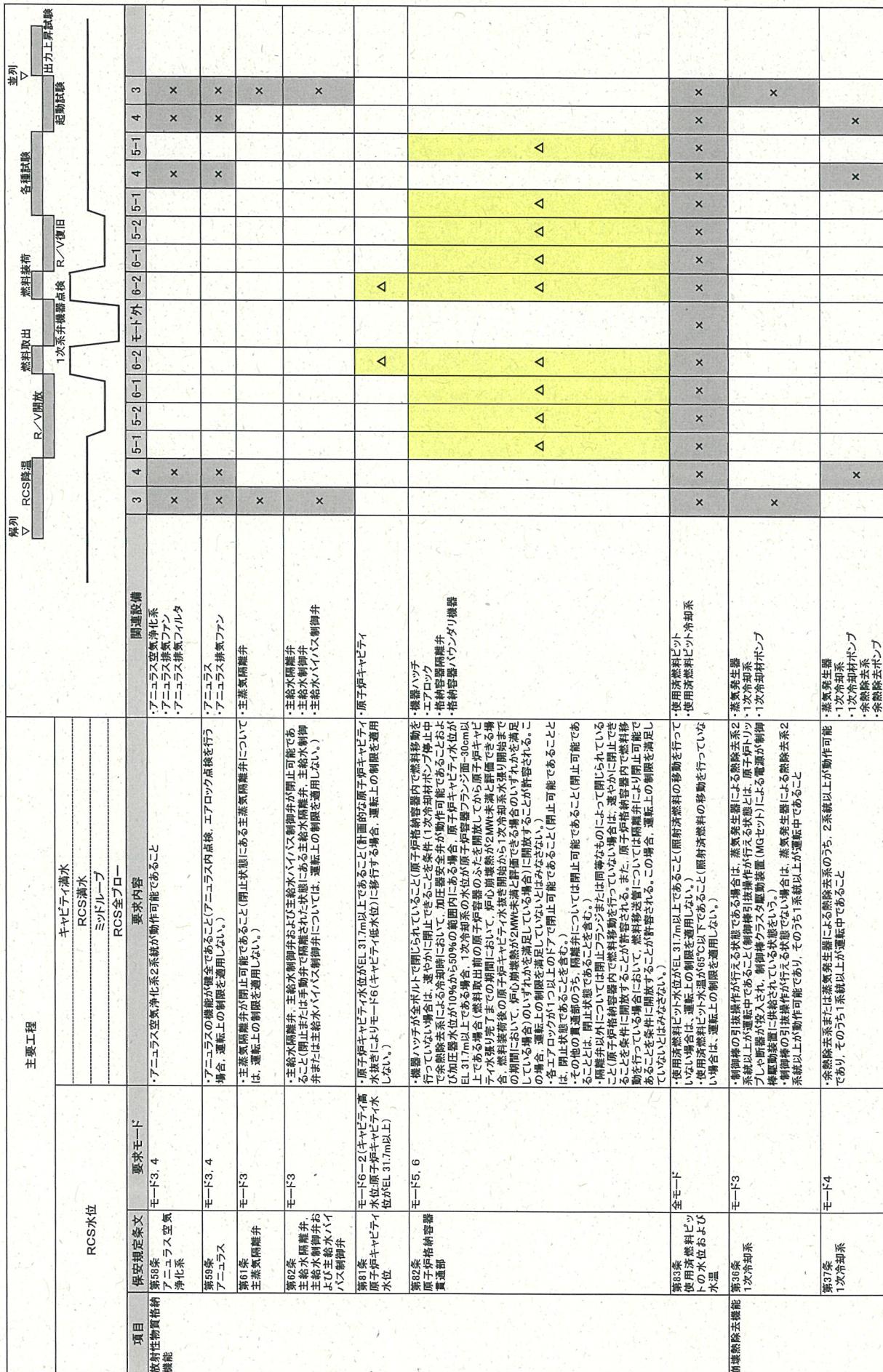
なお、上記においても要求除外となる場合がある。詳細は、伊方発電所原子炉施設保安規定を参照。

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画



別図-2

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

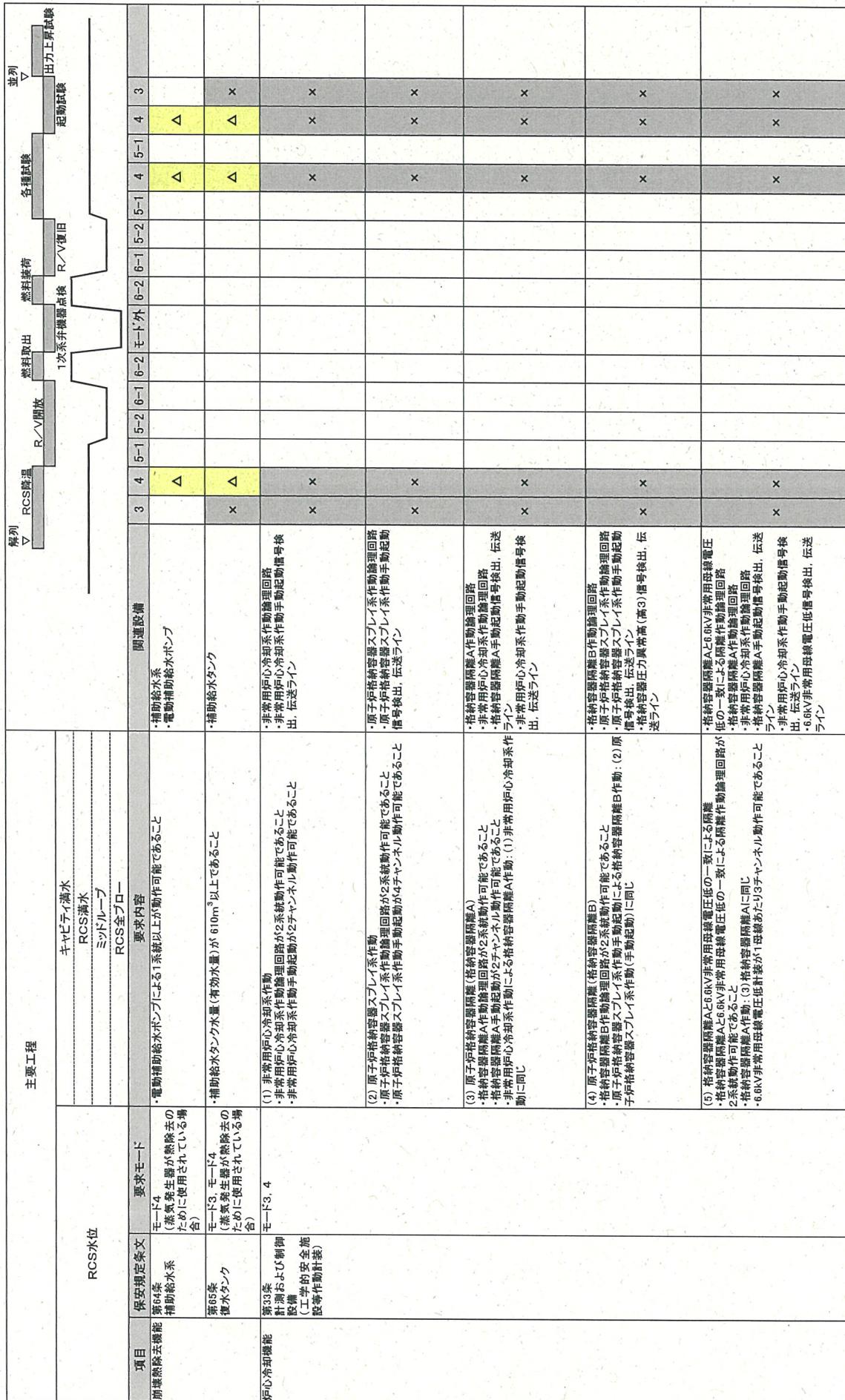


別図-3

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

別図-4

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

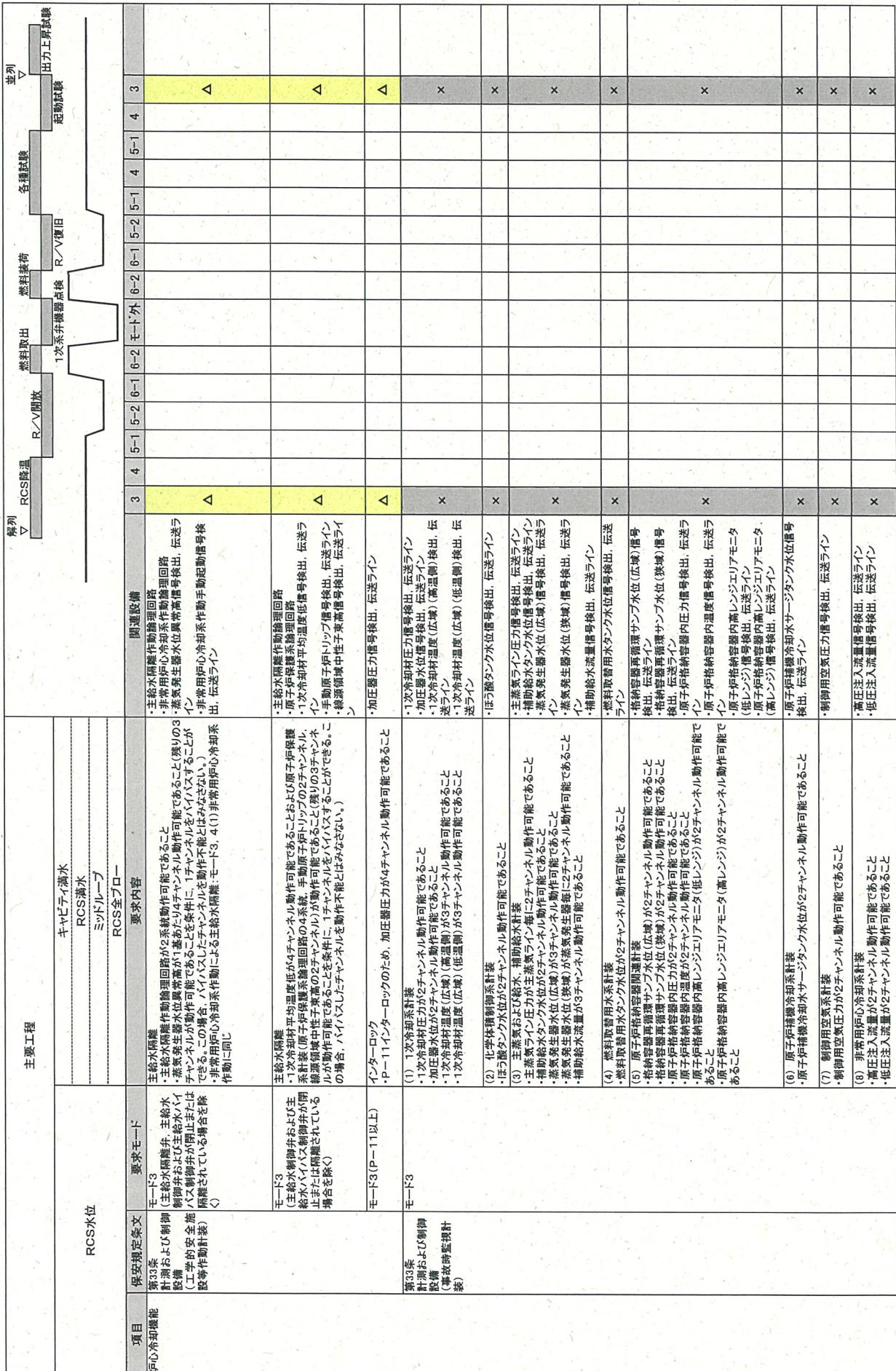


別図-5

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

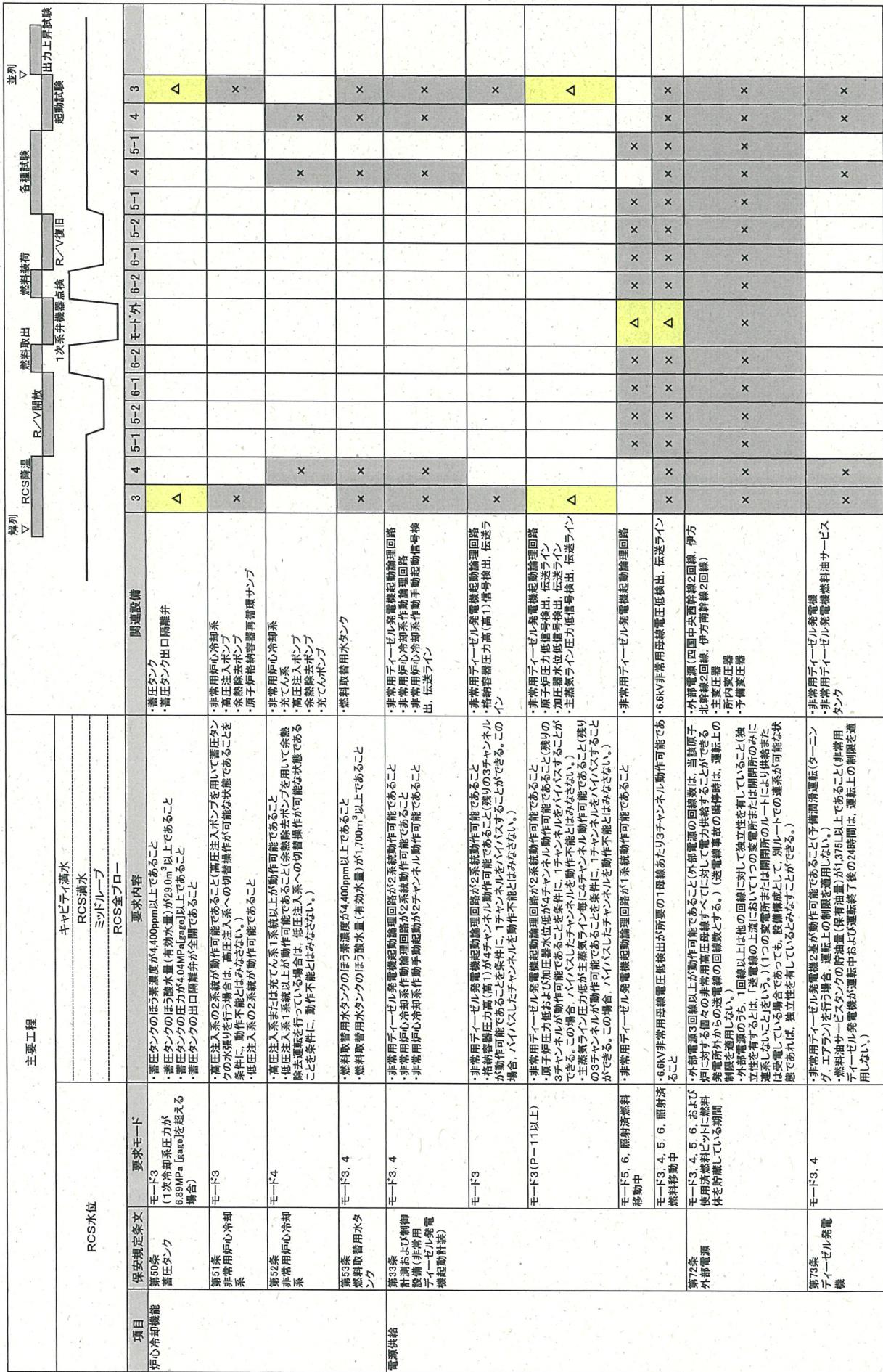
項目	保安規定条文 第33条 計測および制御 装置の安全施 設等作動計表	要求モード	要求内容	並列△															
				解説▽	RCS警報	R～V開放	燃料取出	燃料挿入	各通試験	起動試験	R～V復旧	1次系弁機器点検	燃料抜荷	出力上昇試験					
RCS水位	キヤビティ満水 RCS満水 ミドルーブ	RCS全ブロー																	
炉心冷却機能	炉心冷却機能 計測および制御 装置の安全施 設等作動計表	モード3, 4	(6) 格納容器換気系隔壁 ・格納容器換気系隔壁が2系統動作可能であること ・原子炉格納容器スプレイ系作動手動起動(手動起動手動起動手動起動) ・格納容器隔壁による格納容器換気系隔壁作動：(3) 格納容器隔壁A作動(手動起動)に同じ ・非常用炉心冷却却系作動による格納容器換気系隔壁作動：(1) 非常用炉心冷却却系作動(手動起動) ・格納容器隔壁A作動に同じ	開運設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
モード3		(1) 非常用炉心冷却却系作動 ・格納容器圧力高(高1)が4チャンネル動作可能であること(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、ハイパスした3チャンネルを動作不能とはみなさない。) (2) 原子炉格納容器スプレイ系作動 ・格納容器圧力高(高3)があること(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、ハイパスした3チャンネルを動作不能とはみなさない。) (3) 格納容器隔壁B ・格納容器圧力高(高3)による格納容器隔壁B作動：(2) 原子炉格納容器スプレイ系作動に同じ	・格納容器換気系隔壁用冷卻系作動論理回路 ・原子炉格納容器スプレイ系作動手動起動信号 ・非常用炉心冷却却系作動手動起動信号 ・格納容器圧力高(高1)信号検出、伝送ライン ・格納容器圧力高(高3)信号検出、伝送ライン ・格納容器圧力高(高3)信号検出、伝送ライン	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
モード3(P=1以上)		非常用炉心冷却却系作動 ・原子炉圧力低減および加压器水位低が4チャンネル動作可能であること(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルを動作不能とはみなさない。) ・主蒸気ライン圧力低が主蒸気ライン毎に4チャンネル動作可能であることを条件に、1チャンネルを動作不能とはみなさない。) ・主蒸気ライン圧力低が主蒸気ライン毎に4チャンネル動作可能であることを条件に、1チャンネルを動作不能とはみなさない。) ・格納容器隔壁が動作可能であることを条件に、1チャンネルを動作不能とはみなさない。) この場合、ハイパスした3チャンネルを動作不能とはみなさない。この場合、ハイパスした3チャンネルを動作不能とはみなさない。)	・原子炉圧力低減信号検出、伝送ライン ・加压器水位低信号検出、伝送ライン ・主蒸気ライン圧力高信号検出、伝送ライン ・格納容器隔壁動作手動起動信号検出、伝送ライン	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
モード3 (全主蒸気隔壁弁が閉じ ている場合を除く)		主蒸気ライン隔壁 ・主蒸気ライン隔壁が2系統動作可能であること ・主蒸気ライン隔壁手動起動が2チャンネル動作可能であることを条件に、1チャンネル動作可能であることを条件に、1チャンネルを動作不能とはみなさない。) ・格納容器圧力高(高2)があること(残りの2チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、ハイパスした3チャンネルを動作不能とはみなさない。)	・主蒸気ライン隔壁作動論理回路 ・主蒸気ライン隔壁手動起動信号検出、伝送ライン ・格納容器圧力高(高2)信号検出、伝送ライン	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
モード3(P=1以上)		主蒸気ライン隔壁 ・主蒸気ライン圧力低が主蒸気ライン毎に4チャンネル動作可能であることを条件に、1チャンネルを動作不能とはみなさない。) ・主蒸気ライン圧力低が主蒸気ライン毎に4チャンネル動作可能であることを条件に、1チャンネルを動作不能とはみなさない。) ・格納容器圧力高(高2)があること(残りの2チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、ハイパスした3チャンネルを動作不能とはみなさない。)	・主蒸気ライン圧力低信号検出、伝送ライン ・主蒸気ライン圧力高信号検出、伝送ライン	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
モード3 (全主蒸気隔壁弁が閉じ ている場合を除く)		主蒸気ライン隔壁 ・主蒸気ライン圧力低が主蒸気ライン毎に4チャンネル動作可能であることを条件に、1チャンネルを動作不能とはみなさない。) ・主蒸気ライン圧力低が主蒸気ライン毎に4チャンネル動作可能であることを条件に、1チャンネルを動作不能とはみなさない。)	・主蒸気ライン圧力低信号検出、伝送ライン ・主蒸気ライン圧力高信号検出、伝送ライン	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画



別図-7

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画



伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

項目	保安規定条文	要求モード	要件内容	解列												並列	
				RCS警報	RCS開放	R/V開放	燃料取扱	燃料接觸	各種試験	起動試験	R/V復旧	出力上昇試験	各機器点検	1次系弁機器点検	R/V復旧	起動試験	各機器点検
電源供給	第74条 ディーゼル発電機	モード5, 6および運転用ディーゼル発電機	・非常用ディーゼル発電機2基が動作可能であること(非常用ディーゼル発電機の予備調滑油タンク、エアランプを用いた場合、運転上の制限を設けること)がかかる。 ・非常用ディーゼル発電機には、非常用弁機器を設けること。 ・非常用ディーゼル発電機が運転可能なものとされる。ながれ、非常用弁機器は複数の信号を共用することができる。) ・非常用ディーゼル発電機(油に対する燃料油サービス)の運転量(保有油量)が1,375L以上であること。(非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
RCS水位	キャビティ漏水 RCS漏水 ミッドループ	RCS全プローブ	モード3, 4, 5, 6および運転用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽および重油タンクの油量(保有油量)が1,375L以上であること(燃料油貯油槽(油圧129kPa以上を含む)、潤滑油および空気用空気油またはひび割れ)	・必要な非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽(油圧129kPa以上を含む)の油量(保有油量)が4,800L以上であること(予備調滑運転ターニング、エアランプを行なう場合、運転上の制限を適用しない。非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。) ・必要な非常用ディーゼル発電機(油に対する燃料油サービス)の運転量(保有油量)が2,500L以上であること(予備調滑運転ターニング、エアランプを行なう場合、運転上の制限を適用しない。) ・必要な非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第75条 ディーゼル発電機の燃料油潤滑油またはひび割れ	モード3, 4, 5, 6および運転用ディーゼル発電機の燃料油潤滑油またはひび割れ	モード3, 4, 5, 6および運転用ディーゼル発電機の燃料油潤滑油またはひび割れ	・必要な非常用ディーゼル発電機の燃料油潤滑油またはひび割れの運転量(保有油量)が1,375L以上であること(燃料油潤滑油またはひび割れの油圧129kPa以上を含む)。 ・必要な非常用ディーゼル発電機の燃料油潤滑油またはひび割れの運転量(保有油量)が4,800L以上であること(予備調滑運転ターニング、エアランプを行なう場合、運転上の制限を適用しない。非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。) ・必要な非常用ディーゼル発電機(油に対する燃料油サービス)の運転量(保有油量)が2,500L以上であること(予備調滑運転ターニング、エアランプを行なう場合、運転上の制限を適用しない。) ・必要な非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
第76条 非常用直流電源	モード3, 4	モード3, 4	・非常用直流電源系統(蓄電池)非常用および充電器の油量(保有油量)が1,375L以上であること(蓄電池是非常用直流電源後端充電器を適用しない)。	×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	
第77条 非常用直流電源 所内非常用母線	モード5, 6および照射済 燃料移動中	モード5, 6および照射済 燃料移動中	・所要の設備に必要な非常用直流母線に接続する系統(蓄電池(非常用直流電源)または後端充電器)の油量(保有油量)が1,375L以上であること(蓄電池(非常用直流電源)または後端充電器の油量(保有油量)が4,800L以上であること)。	×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	
第78条 所内非常用母線	モード3, 4	モード3, 4	・非常用高压母線4回線、非常用低压母線4回線、非常用直流通母線2回線の切替の間に、運転上の制限を適用しない。	×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	
第79条 所内非常用母線	モード5, 6および照射済 燃料移動中	モード5, 6および照射済 燃料移動中	・所要の設備に必要な非常用高压母線、非常用低压母線、非常用直流通母線および非常用計装用母線が運転を適用していること(所内非常用母線の自動切替の間は、運転上の制限を適用しない。)	×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	
海水系統他	第65条 原子炉補機冷却水系 自主保安 原子炉補機冷却水系	モード3, 4	・原子炉補機冷却水系2系統が動作可能であること モード5, 6および運転用ディーゼル発電機の燃料油潤滑油またはひび割れ	・原子炉補機冷却水系「系統が動作可能であること」 ・原子炉補機冷却水系「燃料油潤滑油またはひび割れを所内非常用母線	×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	
第67条 原子炉補機冷却水系	モード3, 4	モード3, 4	・原子炉補機冷却水系「系統が動作可能であること」 モード5, 6および運転用ディーゼル発電機の燃料油潤滑油またはひび割れ	・原子炉補機冷却水系「系統が動作可能であること」 ・原子炉補機冷却水系「燃料油潤滑油またはひび割れを所内非常用母線	×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	
制御用空氣系	第68条 制御用空氣系	モード3, 4	モード3, 4	・原子炉補機冷却水系「系統が動作可能であること」 モード5, 6および運転用ディーゼル発電機の燃料油潤滑油またはひび割れ	・原子炉補機冷却水系「系統が動作可能であること」 ・原子炉補機冷却水系「燃料油潤滑油またはひび割れを所内非常用母線	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

項目	保安規定条文	要求モード	要件	並列											
				RCS露温	R-V開放	燃料取出	燃料換装	各種試験	R-V復旧	次系弁機器点検	R-V復旧	出力上昇試験	起動試験	△	
主要工程															
その他	第42条 加圧器	モード3	・加圧器の水位が計器スパンの0.04%以下であること ・所内非常用ポンプが動作可能であること	・加圧器 ・加圧器ヒータ	x										x
	第43条 加圧器安全弁	モード3, 4 (1次冷却材温度が130°C を超える)	・加圧器安全弁すべてが動作可能であること	・加圧器安全弁	x	△									x
	第44条 加圧器逃がし弁	モード3	・加圧器逃がし弁すべてが動作可能であること	・加圧器逃がし弁 ・加圧器逃がし元弁	x										x
	第45条 低温過加圧防護	モード4 (1次冷却材温度が130°C 以下の場合、ただし加圧 と 器逃がし弁が作動止歟定に なるまでの間を除く) モード5, 6 (原子炉容器のふたが閉 められている場合)	・2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器安全弁が取外されていること ・動作可能な最高圧注入ポンプが1台以下であること ・蓄圧タンクが開放されていること(1次冷却材系の水張りを行なう場合、1基毎 に隔離することができる) ・蓄圧タンクの出口ロッカーホルダが開放されている。 また、蓄圧タンクの蓄圧が1次冷却材圧力以下であることを条件に、1基毎に隔 離を解除する。これからの場合、運転上の制限を満足しない ことはみなさない。)	・加圧器逃がし弁 ・加圧器安全弁 ・蓄圧注入ポンプ ・蓄圧タンク	x	△	x	△	△	x	△	x	△	x	
	第46条 1次冷却材漏えい率	モード3, 4	・原子炉格納容器サブ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏 れていなければ、漏えい率が0.23m ³ /h以下であること ・原子炉格納容器サブ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏 れい率のうち、原子炉冷却材圧力バウダリから漏えいでない場合は確認さ れておらず、漏えい率が0.23m ³ /h以上であること ・原子炉格納容器サブ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏 れい率のうち、原子炉冷却材圧力バウダリから漏えいでない場合は確認さ れておらず、漏えい率が0.23m ³ /h以上であること ・原子炉格納容器サブ水位計または凝縮液量測定装置の指示値が変動する場合 を除く。)	・原子炉格納容器サブ水位計または凝縮液量測定装置が動作可能であるこ と(原子炉格納容器サブ水位計または凝縮液量測定装置の指示値が変動する場合 を除く。)	x	x									x
	第48条 原子炉格納容器 真空逃がし系	モード3, 4	・原子炉格納容器真空逃がし系 が動作可能であること (このことは、真空逃がし機能が確保されていることをい。)	・原子炉格納容器真空逃がし弁	x										x
	第69条 中央制御室非常 用循環系	モード3, 4および使用清 料ビットでの照射清燃 料移動中	・中央制御室非常用循環系 が動作可能であること	・中央制御室非常用給排気系 ・中央制御室非常用給給氣フィルタ	x	x	△	△	△	△	△	△	△	x	x
	第70条 安全補機室空氣 淨化系	モード3, 4	・安全補機室空氣淨化系2系統が動作可能であること	・安全補機室空氣淨化系	x	x									x
	第71条 燃料貯蔵槽 空氣淨化系	使用清燃料移動中	・燃料取扱建屋空氣淨化系2系統が動作可能であること(照射終了後の所定 期間を経過した場合、運転上の制限を適用しない)、な お、所長の承認を得て、所長の承認を得る。)	・燃料取扱建屋空氣淨化系 ・アニュラスマニホールド	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
重大事故等対処 設備	第84条 1次冷却材 パイントンブ リード	モード3およびモード4(蒸気発 生器が故障のため)に使 用されている場合)	・高圧注入ポンプ ・加圧器逃がし弁 ・燃料取扱用水タンク	x	△										x

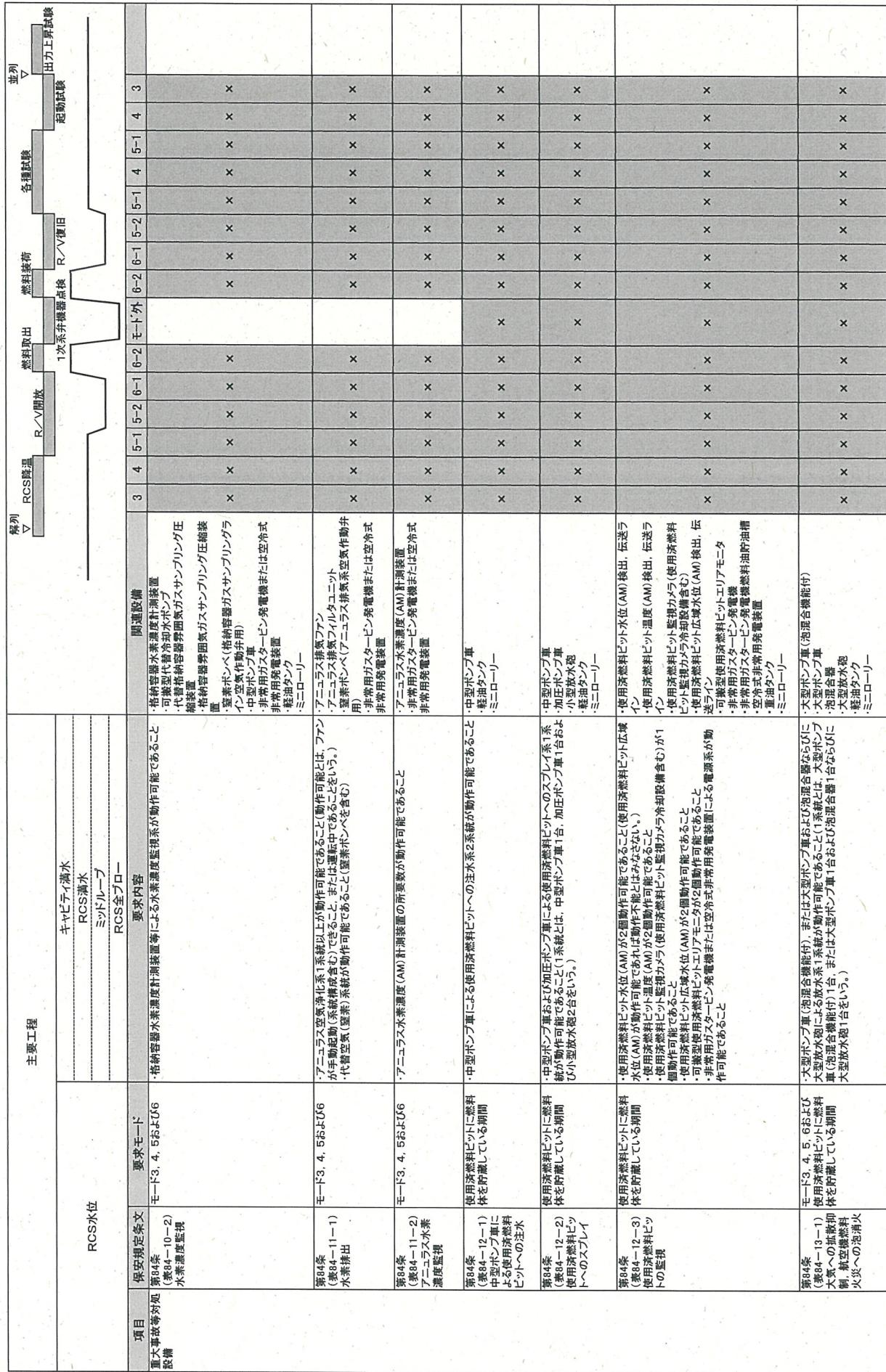
伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

項目	保安規定条文 (第84条 (第4-4-1) 炉心注水および 再循環運転)	要求モード モード3, 4, 5および6	要求内容														
			RCS水位			RCS警報			燃料取出			燃料保管					
			キャビティ満水	RCS漏水	ミットループ	R/V開放	R/V復旧	1次系計器点検	R/V復旧	起動試験	出力上昇試験	各種試験	R/V復旧	モード外	モード外	モード外	モード外
重大事故等対処設備	モード3, 4, 5および6	・高圧注入系および炉心再循環系それぞれ、系統以上が動作可能であること、または運転中であることをいう。) ・ポンプが手動起動(系統構成含む)できること。 ・他圧注入系および他圧再循環系それぞれ、ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であることをいう。) (動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であることをいう。)															
第84条 (第4-4-2) 代替炉心注水 (B.自己冷却式) による代替 炉心注水一	モード3, 4, 5および6	・充てんポンプ(B.自己冷却式) による代替炉心注水系が動作可能であること、または運転中であることをいう。) (動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であることをいう。)															
第84条 (第4-4-3) 代替炉心注水系 代替ポンプ車 による代替 炉心注水一	モード3, 4, 5および6	・中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系が動作可能で あること(系統とは、中型ポンプ車1台および加圧ポンプ車1台をいう。) ・充てんポンプ車 ・加圧ポンプ車 ・蓄油タンク ・ニローリー															
第84条 (第4-4-4) 代替再循環運転 一格納容器スプレイポンプ(B. 代替再循環配管 使用)による代 替再循環運転一	モード3, 4, 5および6	・格納容器スプレイポンプ(B.代替再循環配管使用)による代替再循環系が動作可能であること (動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であることをいう。) ・格納容器スプレイポンプ(B.代替再循環配管使用) ・格納容器再循環サブスクリーント(B系統) ・格納容器再循環サブスクリーント(B系統)															
第84条 (第4-4-5) 代替再循環運転 一格納容器スプレイポンプ(B. 代替再循環配管 使用)による代 替再循環運転一	モード3, 4, 5および6	・格納容器再循環サブバス弁が開弁できること ・格納容器再循環サブバス弁(B隔離弁)ハイバス弁が開弁できること															
第84条 (第4-4-6) 代替再循環運転 一高压注入ポンプ(B. 海水冷却) による高压 再循環および格 納容器再循環ユ ニットによる格 納容器内冷却一	モード3, 4, 5および6	・高压注入ポンプ(B.海水冷却)による高压再循環系が動作可能であること、または運転中であることをいう。) (動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であることをいう。)															
第84条 (第4-5-1) 加圧器漏れしえ による漏圧	モード3	・蓄素ポンベ(加圧器逃がし弁用)および1次冷却系の減圧系が動作可能であること 用した加圧器逃がし弁用および1次冷却系の減圧型蓄電池を使 用する。															
第84条 (第4-6-1) 原子炉格納容 器スプレイ再循環	モード3, 4, 5および6	・原子炉格納容器スプレイ系(ようとう除害薬品タグ)を除くおよびスプレー再循環系の系統以上が動作可能であることは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できることをいう。)															

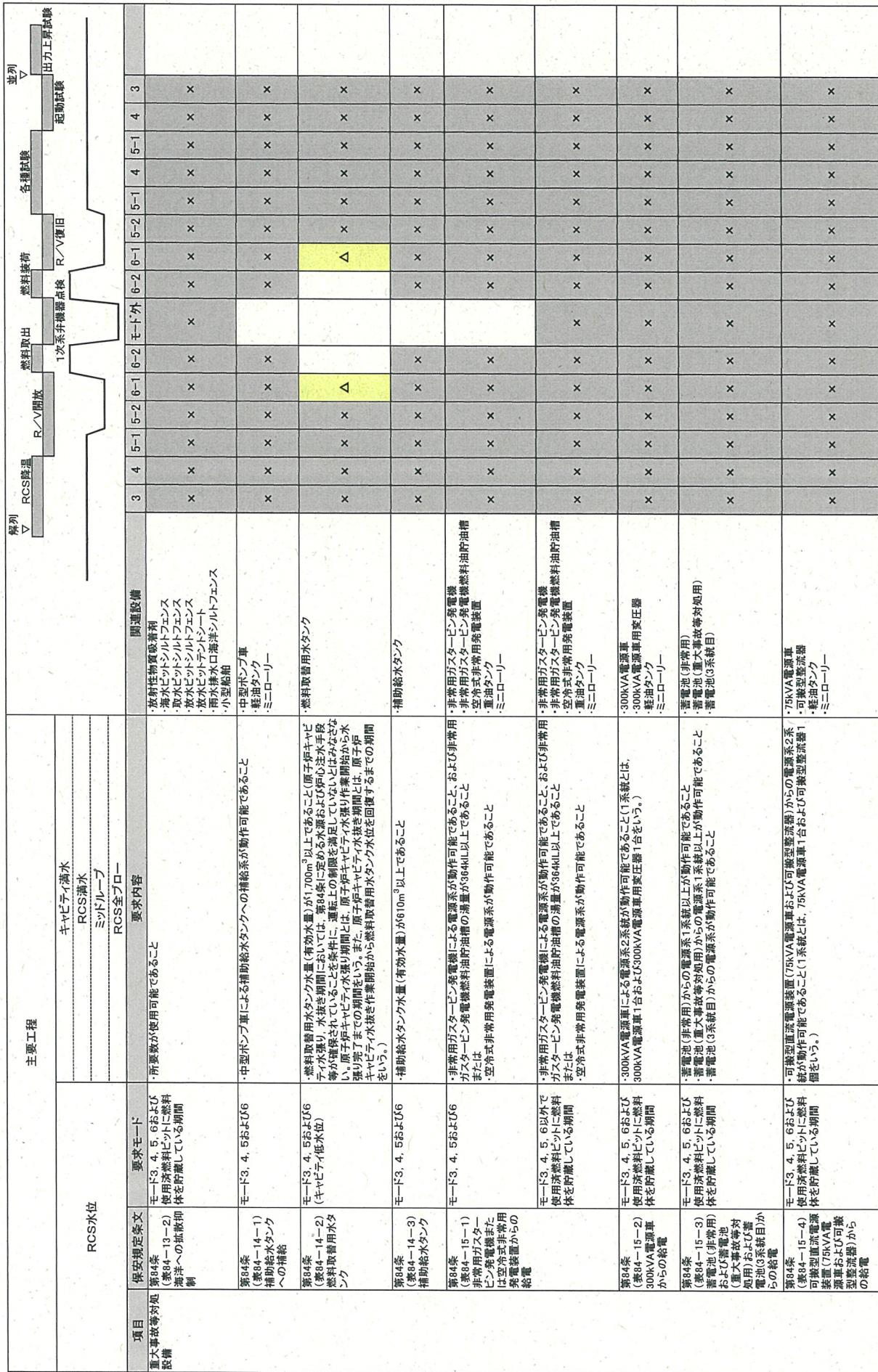
伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		保全規定条文	要求モード	要件内容	解説	RCS降溫	R/S開放	RCV溝水	ミドループ	RCS全プロー	燃料取出	燃料抜荷	各種試験	出力上昇試験	起動試験	R/V復旧
RCS水位		重大事故等対応設備 (表84条 (表84-6-2) 代管原子炉格納 容器アレイ)	モード3、4、5および6	代管格納容器アレイポンプによる代管原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること												
		第84条 (表84-7-1) 原子炉格納容器 内自然対流冷却 補機冷却	モード3、4、5および6	・原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能であること、または運転中であることをいつ。) ・原予炉格納容器内自然対流冷却系にポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であることをいつ。												
		第84条 (表84-7-2) 中型ポンプ車による海水供給系2系統が動作可能であること	モード3、4、5および6	・中型ポンプ車による海水供給系2系統が動作可能であること												
		モード3、4および5(1次 冷却系満水) 2次冷却系から の除熱(注水)	モード3、4および5(1次 冷却系満水)	・補助給水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統(本系統により電動補助給水ポンプ2台で1系統とするが動作可能であることをいつ。)ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であることをいつ。)												
		モード3および4(蒸気発 生器が熱絶縁のために使 用されている場合)	モード3および4(蒸気発 生器が熱絶縁のために使 用されている場合)	・補助給水タンクを水源としたタービン動捕給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統(本系統により電動補助給水ポンプ2台で1系統とするが動作可能であることをいつ。)ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であることをいつ。) ・タービン動捕給水ポンプが手動起動系放縫(モード3)における調整を行つて、ポンプが運転(モード4)に連鎖上の制限を適用しない。(ターピン動捕給水ポンプが動作可能とは、現揚手動による起動を含む。)												
		第84条 (表84-9-1) 2次冷却系から の除熱(蒸気放 出)	モード3および4(蒸気発 生器が熱絶縁のために使 用されている場合)	・主蒸気送が弁が手動での開弁ができること(現揚手動含む)												
		第84条 (表84-10-1) 水素濃度低減	モード3、4、5および6	・静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること ・イグナイトの所要数が動作可能であること ・静的触媒式水素再結合装置接合装置作動温度計測装置 ・イグナイト作動温度計測装置 ・非常用ガスター・ビン発電機または空冷式非常用送電装置												

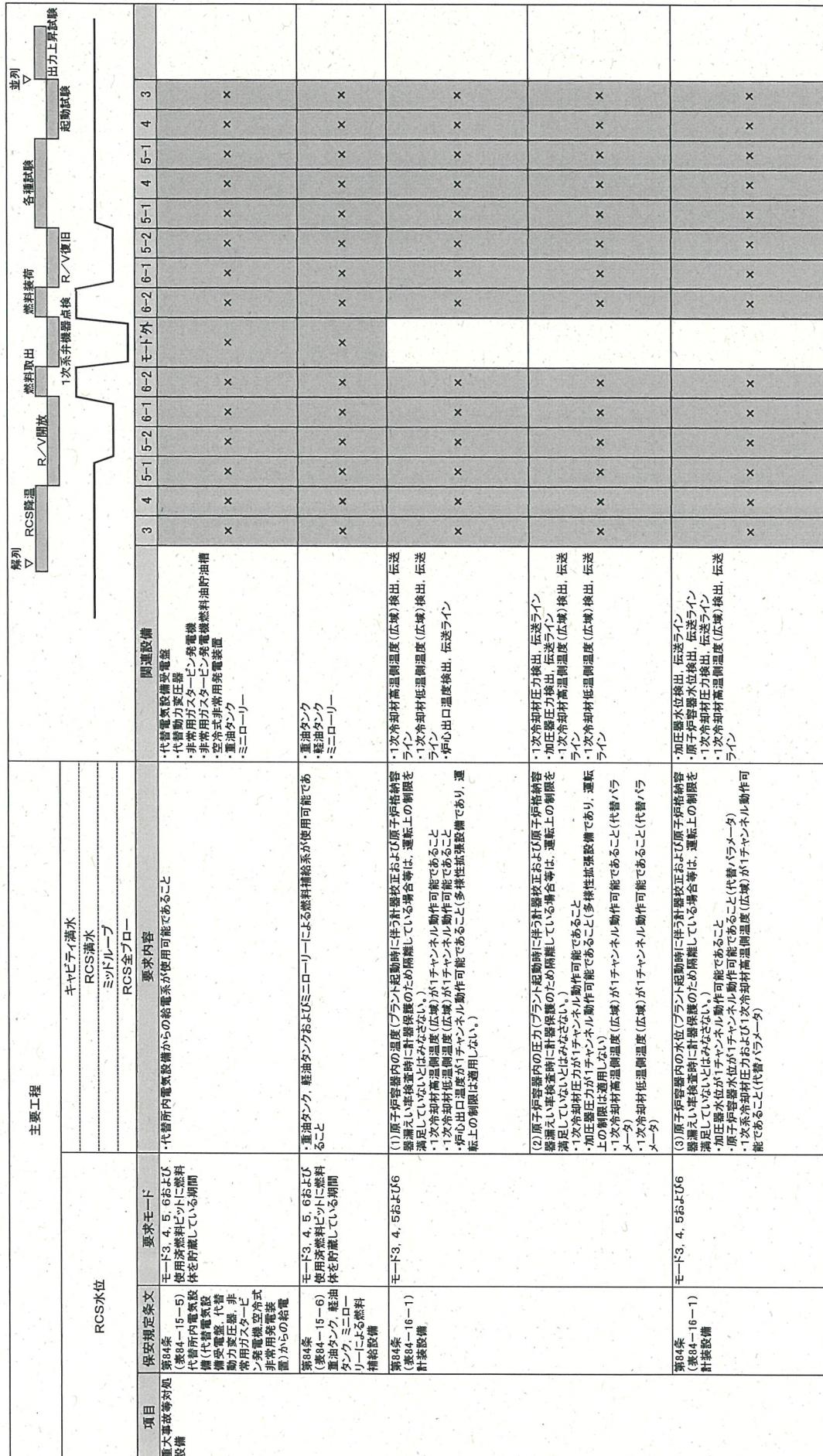
伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画



伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画



伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画



伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

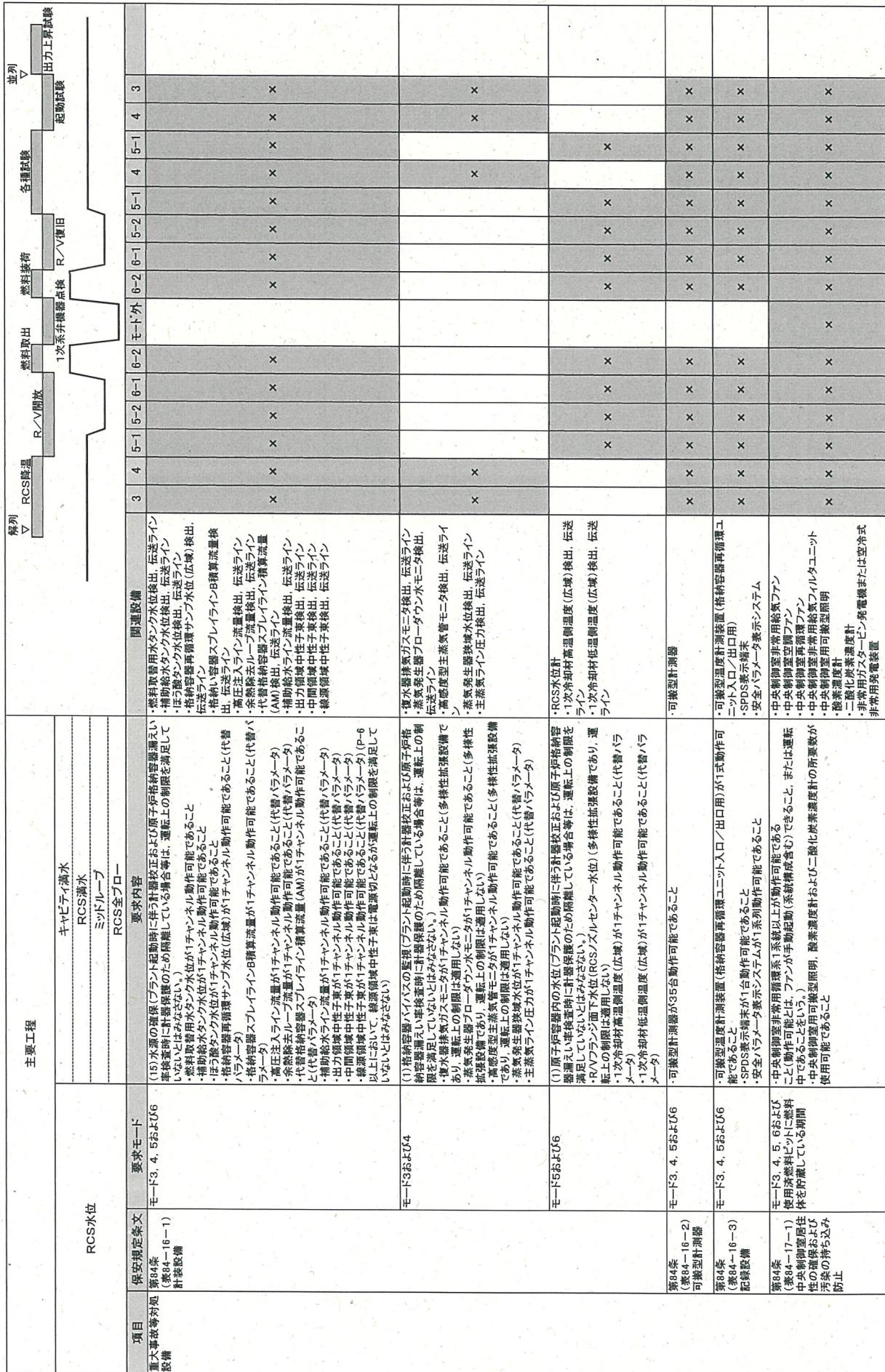
項目	保安規定条文 重大事故等対処 第94条 (表4-16-1) 計器設備	要求モード モード3、4、5および6 RCS水位	解説											
			RCS降溫 キヤビテイ満水 ミッドループ RCS全プロー	要求内容	関連設備 高圧注水ライン 余熱除汔 充電タンク 蓄圧タンク 燃料取扱 一次系弁機器点検 R/V復旧 起動試験 出力上昇試験	各種試験 モード外 6-2 6-1 5-2 5-1 4 5-1 4 3								
(4)原子炉格納容器への注水量(プラント起動時に伴う計器校正および原子炉格納容器を漏すしない場合は、みだらない。)	・高圧注水ライン流量検出、伝送ライン ・余熱除汔除汔装置流量検出、伝送ライン ・格納容器スプレーライン精算流量検出 ・充電タンク圧力検出、伝送ライン ・蓄圧タンク圧力検出、伝送ライン ・燃料取扱用ホワイトンク水位検出、伝送ライン ・加压器水位検出、伝送ライン ・原子炉容積水位検出、伝送ライン ・蓄圧タンク圧力が1チャンネル動作可能であること(多様性冗長設備であり、運転上の制限は適用しない。) ・蓄圧タンク圧力が1チャンネル動作可能であること(多様性冗長設備であり、運転上の制限は適用しない。) ・蓄圧タンク水位が1チャンネル動作可能であること(代管パラメータ) ・燃料取扱用水タンク水位が1チャンネル動作可能であること(代管パラメータ) ・加压器水位が1チャンネル動作可能であること(代管パラメータ) ・格納容器再循環サブ水位(圧力)検出、伝送ライン ・余熱除汔ループB流量検出、伝送ライン ・補助給水タンク水位が1チャンネル動作可能であること(代管パラメータ) ・余熱除汔ループA流量検出、伝送ライン ・次冷却材底面温度(圧力)が1チャンネル動作可能であること(代管パラメータ) ・次冷却材底面温度(圧力)が1チャンネル動作可能であること(代管パラメータ)	・高圧注水ライン精算流量 ・余熱除汔除汔装置スプレーライン精算流量 ・充電タンクスプレーライン精算流量 ・蓄圧タンクスプレーライン精算流量 ・燃料取扱用ホワイトンク水位精算流量 ・加压器水位精算流量 ・原子炉容積水位精算流量 ・蓄圧タンク水位精算流量 ・燃料取扱用水タンク水位精算流量 ・加压器水位精算流量 ・格納容器再循環サブ水位精算流量 ・余熱除汔ループB水位精算流量 ・補助給水タンク水位精算流量 ・余熱除汔ループA水位精算流量 ・次冷却材底面温度精算流量 ・次冷却材底面温度精算流量	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
(5)原子炉格納容器への注水量(プラント起動時に伴う計器校正および原子炉格納容器漏すしない場合は、運転上の制限を満足していないとはみだらない。)	・格納容器スプレーライン精算流量 ・格納容器スプレーライン精算流量 ・充電タンクスプレーライン精算流量 ・蓄圧タンクスプレーライン精算流量 ・燃料取扱用ホワイトンク水位精算流量 ・加压器水位精算流量 ・原子炉容積水位精算流量 ・蓄圧タンク水位精算流量 ・燃料取扱用水タンク水位精算流量 ・加压器水位精算流量 ・格納容器再循環サブ水位精算流量 ・余熱除汔ループA流量が1チャンネル動作可能であること ・余熱除汔ループB流量が1チャンネル動作可能であること ・蓄圧タンク水位が1チャンネル動作可能であること(多様性冗長設備であり、運転上の制限は適用しない。) ・燃料取扱用水タンク水位が1チャンネル動作可能であること(代管パラメータ) ・格納容器再循環サブ水位(圧力)が1チャンネル動作可能であること(代管パラメータ) ・補助給水タンク水位が1チャンネル動作可能であること(代管パラメータ)	・格納容器スプレーライン精算流量 ・充電タンクスプレーライン精算流量 ・蓄圧タンクスプレーライン精算流量 ・燃料取扱用ホワイトンク水位精算流量 ・加压器水位精算流量 ・原子炉容積水位精算流量 ・蓄圧タンク水位精算流量 ・燃料取扱用水タンク水位精算流量 ・加压器水位精算流量 ・格納容器再循環サブ水位精算流量 ・余熱除汔ループA流量 ・余熱除汔ループB流量 ・蓄圧タンク水位 ・燃料取扱用水タンク水位 ・加压器水位 ・格納容器再循環サブ水位 ・補助給水タンク水位	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
(6)原子炉格納容器内の温度(プラント起動時に伴う計器校正および原子炉格納容器漏すしない場合は、運転上の制限を満足していないとはみだらない。)	・格納容器内温度が1チャンネル動作可能であること ・格納容器内圧力(圧力)が1チャンネル動作可能であること ・格納容器内圧力(圧力)が1チャンネル動作可能であること(代管パラメータ)	・格納容器内温度 ・格納容器内圧力(AM)検出、伝送ライン ・格納容器内圧力(AM)検出、伝送ライン ・格納容器内温度 ・格納容器内圧力(AM)が1チャンネル動作可能であること ・格納容器内温度が1チャンネル動作可能であること(代管パラメータ)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
(7)原子炉格納容器内の圧力(プラント起動時に伴う計器校正および原子炉格納容器漏すしない場合は、運転上の制限を満足していないとはみだらない。)	・格納容器内圧力(AM)検出、伝送ライン ・格納容器内温度検出、伝送ライン ・格納容器内圧力(AM)検出、伝送ライン ・格納容器内温度 ・格納容器内圧力(AM)が1チャンネル動作可能であること ・格納容器内温度が1チャンネル動作可能であること(代管パラメータ)	・格納容器内圧力(AM)検出、伝送ライン ・格納容器内温度検出、伝送ライン ・格納容器内圧力(AM)検出、伝送ライン ・格納容器内温度 ・格納容器内圧力(AM)が1チャンネル動作可能であること ・格納容器内温度が1チャンネル動作可能であること(代管パラメータ)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

項目	保安規定条文 (第84条 第64-16-1) 計装設備	要求モード	要件内容																																	
			RCS水立				RCS全ブロー				ミドルーブ				キャビティ漏水																					
運転設備																																				
各種試験																																				
重大事故等対処 設備	モード3, 4, 5および6	(8)原子炉格納容器内の水位(プラント起動時に伴う計器校正および原原子炉格納容器漏えい事象検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を設けていないことはみなさい。) ・格納容器再循環サブ水位(底)が1チャンネル動作可能であること ・原子炉下部水位(底)が1チャンネル動作可能であること ・格納容器用タンク水位が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・燃料取扱用水タンク水位が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・補助給水タンク水位が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・格納容器スプレイライン精算流量(AM)がチャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・代替格納容器スプレイライン精算流量(AM)がチャンネル動作可能であること(代替パラメータ)	・格納容器再循環サブ水位(底)検出、伝送ライアン ・格納容器再循環サブ水位(底)検出、伝送ライアン ・原子炉下部水位(底)検出、伝送ライアン ・燃料取扱用水タンク水位検出、伝送ライアン ・補助給水タンク水位検出、伝送ライアン ・格納容器スプレイライン精算流量(AM)検出、伝送ライアン ・代替格納容器スプレイライン精算流量(AM)検出、伝送ライアン	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3																		
(9)原子炉格納容器内の水素濃度(プラント起動時に伴う計器校正および原原子炉格納容器漏えい事象検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を設けていないことはみなさい。) ・格納容器水素濃度が1チャンネル動作可能であること ・子備の格納容器装置が動作可能であること(代替パラメータ) ・静的触媒式水素濃度計測装置が動作可能であること(代替パラメータ) ・イグナイト作動温度計測装置が動作可能であること(代替パラメータ) ・格納容器内圧力(底)検出、伝送ライアン	・格納容器水素濃度検出、伝送ライアン ・静的触媒式水素濃度合装置作動温度計 ・イグナイト作動温度計測装置 ・格納容器内圧力(底)検出、伝送ライアン																																			
(10)アニュラス水素の水素濃度(AM)が1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ) ・子備のアニュラス水素濃度(AM)が1チャンネル動作可能であること ・アニュラス水素濃度(AM)が1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない。) ・子備のアニュラス水素濃度(AM)計測装置が動作可能であること	・アニュラス水素濃度(AM)検出、伝送ライアン ・アニュラス水素濃度(AM)検出、伝送ライアン ・子備のアニュラス水素濃度(AM)計測装置																																			
(11)原子炉格納容器内の放射線量(プラント起動時に伴う計器校正および原原子炉格納容器漏えい事象検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を設けていないことはみなさい。) ・格納容器高レンジエリモニタ(底)が1チャンネル動作可能であること ・格納容器入り口エリモニタ(底)が1チャンネル動作可能であること ・内核計装区城エリモニタ(底)が1チャンネル動作可能であること ・格納容器入り口エリモニタ(底)は適用しない。 ・内核計装区城エリモニタ(底)は適用しない。 ・格納容器入り口エリモニタ(底)は適用しない。 ・格納容器入り口エリモニタ(底)は適用しない。	・格納容器高レンジエリモニタ(底)検出、伝送ライアン ・格納容器高レンジエリモニタ(底)検出、伝送ライアン ・格納容器入り口エリモニタ(底)検出、伝送ライアン ・内核計装区城エリモニタ(底)検出、伝送ライアン ・格納容器入り口エリモニタ(底)検出、伝送ライアン ・格納容器入り口エリモニタ(底)検出、伝送ライアン																																			
(12)未認定の維持または監視(プラント起動時に伴う計器校正および原原子炉格納容器漏えい事象検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を設けていないことはみなさい。) ・線源領域中性子束は電源切断となるが運転上の制限を満足していないことはみなさい。 ・線源領域中性子束は電源切断となるが運転上の制限を満足していないことはみなさい。 ・線源領域中性子束が1チャンネル動作可能であること(多様性拡張設備であり、運転上の制限は適用しない。) ・格納容器ガスモニタが1チャンネル動作可能であること(代替パラメータ)	・線源領域中性子束検出、伝送ライアン ・線源領域中性子束起動率検出、伝送ライアン ・中間領域中性子束 ・ほうきタンク水位 ・格納容器ガスモニタ検出、伝送ライアン																																			

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画



伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

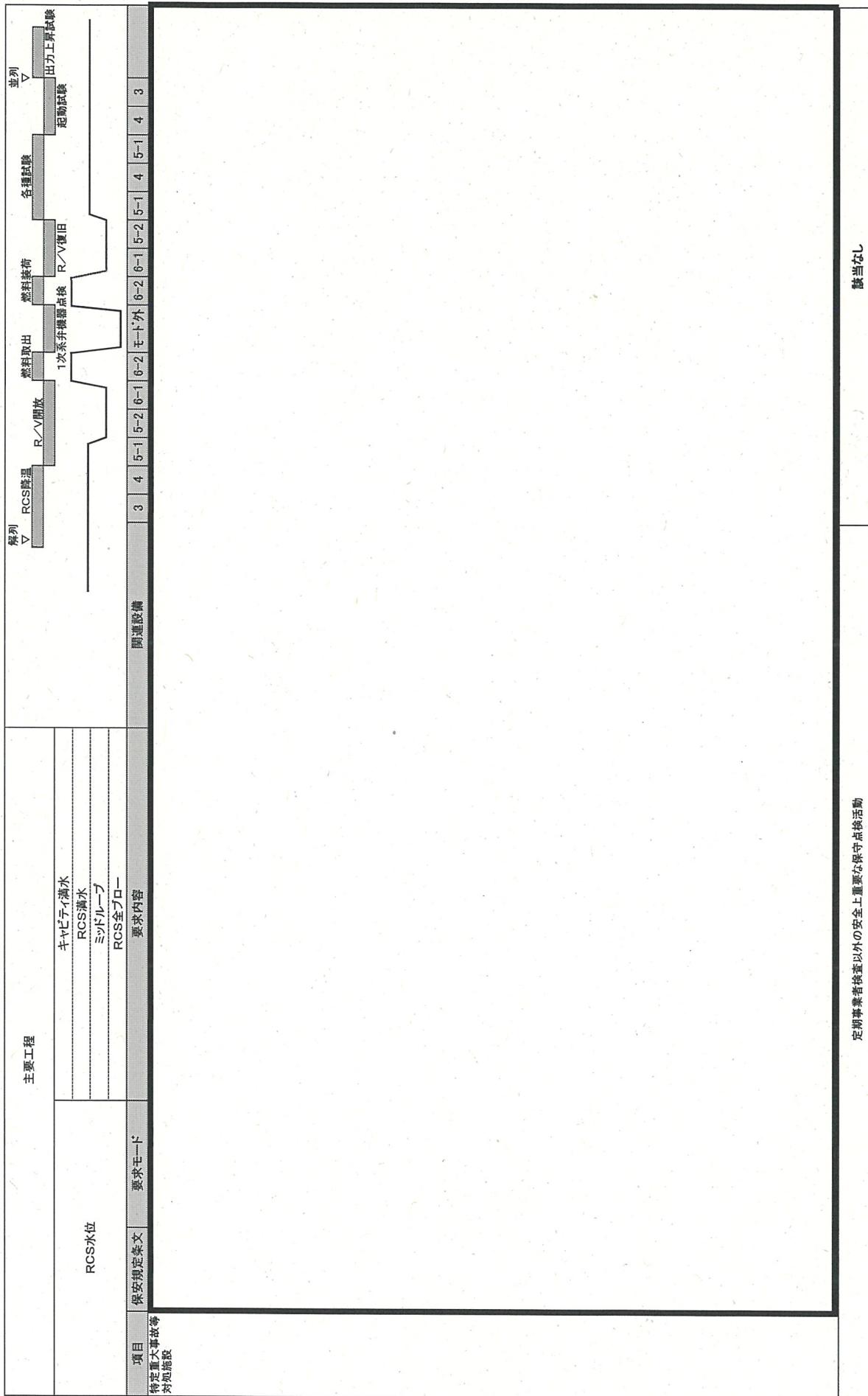
項目	保安規定案文 (表4-17-2) 重大事故等対応 設備	要求モード	要求内容	並列											
				RC5水位	キヤビティ溝水	RCS溝水	ミッドループ	RCS全プロー	開運設備	燃料取扱	燃料接荷	各種試験	出力上昇試験	起動試験	R/V復旧
第84条 (表4-18-1) 監視測定設備	モード3、4、5および6 モード3、4、5および6 モード3、4、5および6	・アニユラス空気浄化系の1系統以上が動作可能であること。(動作可能とは、ファンが手動起動、系統構成されてしまうこと。またこれは運転中であることをいふ。) ・代替空気(室素)系統が動作可能であること(監査部が、内へ貯む)	・アニユラス排氣フィルタユニット ・室素ポンベ(アニユラス、排氣系空気作動弁 ・非常用ガスタービン発電機または空冷式 非常用送電装置												
第84条 (表4-18-1) 監視測定設備	モード3、4、5、6および モード3、4、5および モード3、4、5および	①放熱絶縁物質の濃度および放熱量の測定 毎用油燃料ポンプに燃料 体を貯蔵している期間 ・可搬型代替モニタが5回動作可能であること ・可搬型ダストサートサンプラ ・GM汚染サーベイメータ ・Naシンチレーションサンサーベイメータ ・Znシンチレーションサンサーベイメータ ・電離放射サーベイメータが1回動作可能であること ・電離放射サーベイメータが1回動作可能であること ・小型船舶が使用可能であること ②風向、風速その他の気象条件の測定 ・可搬型気象観測設備	・可搬型代替モニタ ・可搬型ダストサンプラ ・GM汚染サーベイメータ ・Naシンチレーションサンサーベイメータ ・電離放射サーベイメータ ・小型船舶												
第84条 (表4-19-1) 緊急時対策所代 替蓄電池源から の給電	モード3、4、5、6および モード3、4、5および モード3、4、5および	緊急時対策所用 毎用油燃料ポンプに燃料 体を貯蔵している期間 ・使用する燃料ポンプに燃料 体を貯蔵している期間	・緊急時対策所空気淨化ヒューズ ・緊急時対策所空気淨化フィルタユニット1基 ・緊急時対策所加圧装置(空気ポンベ) ・酸素濃度計 ・二酸化炭素濃度計 ・可搬型代替モニタ ・可搬型代替モニタ ・加圧判断に使用する可搬型モニタ ・可搬型気象観測設備のうち風向風速計												
第84条 (表4-19-2) 緊急時対策所代 替蓄電池源から の給電	モード3、4、5、6および モード3、4、5、6および モード3、4、5、6および	モード3、4、5、6および モード3、4、5、6および モード3、4、5、6および	・緊急時対策所空気淨化系1系統以上が動作可能であること(1系統とは、緊急 時対策所空気淨化ファン台および緊急時対策所空気淨化フィルタユニット1基 をいふ。) ・緊急時対策所加圧装置(空気ポンベ)の所要数が使用可能であること ・酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること ・緊急時対策所エリニアモニタの所要数が動作可能であること												
第84条 (表4-20-1) 通信連絡を行つ ため必要な設備	モード3、4、5、6および モード3、4、5、6および モード3、4、5、6および	モード3、4、5、6および モード3、4、5、6および モード3、4、5、6および	・衛星電話設備 ・無線通信設備 ・緊急時用携帯型通話設備 ・SPDS表示端末 ・安全パラメータ表示システム ・レジ会議システム ・IP電話 ・IP-FAX												
第84条 (表4-21-1) 中型ポンプ車	モード3、4、5および6 モード3、4、5および6 モード3、4、5および6	モード3、4、5および6 モード3、4、5および6 モード3、4、5および6	・衛星電話設備 ・無線通信設備が4台動作可能であること ・緊急時用携帯型通話設備が1台動作可能であること ・緊急時用携帯型通話設備が1台動作可能であること ・SPDS表示端末が1台動作可能であること ・安全パラメータ表示システム ・A系またはB系のいずれかにより有線系、無線系または 衛星系回線で所内および所外へ伝送可能であること(安全パラメータ表示 システム回線で所内および所外へ伝送可能であることと併合原子力防災ネットワー ーに併合する通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP電話、IP- FAXが系列動作可能であることと併合原子力防災ネットワークに接続する 通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP電話、IP-FAXのいず れかに接続可能であることをいう。) ・IP-FAXが系列動作可能であることと併合原子力防災ネットワークに接 続する通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP電話、IP-FAXのいず れかに接続可能であることをいう。)												

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		並列																															
項目	保安規定条文 (第84条 (兼)84-22-1) 重大事故等対処 設備	要求モード		要求内容		関連設備		3		4		5-1		6-2		6-1		6-2		6-1		5-2		5-1		4		5-1		4		3	
		モード3、4、5、6および 使用燃料ボートに燃料 体を貯蔵している期間 アセスルートの 確保	モード3、4、5、6および 使用燃料ボートに燃料 体を貯蔵している期間 アセスルートの 確保	モード3	モード3	・ホイールローダー	・ホイールローダー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
RCS水位	RCS全プローブ RCS漏水 ミッドループ	キャビティ漏水 RCS漏水	RCS漏水開放	RCS幹温	解列	燃料取出	燃料抜荷	各通試験	起動試験	出力上昇試験																							
特定重大事故等対処 設備	特定重大事故等対処 設備を構成する設備																																

別図-22

伊方発電所第3号機 第16回定期事業者検査時の安全管理の計画



別図-23